

議案第 81 号

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第 7 次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、都市公園の屋外体育施設等の使用料の額を改正する等のため必要があるからである。

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例

みよし市都市公園条例(昭和59年三好町条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3三好公園の項中「640」を「530」に、「3,900」を「4,600」に、「160」を「240」に、「2,230」を「2,630」に、「1,890」を「1,

640」に、

テニスコート(砂入り人工芝)

を

テニスコート

に、「200」を「1

00」に、「450」を「190」に改め、同表三好丘公園の項中「(ハード)」を削り、「200」を「100」に改め、同表三好丘桜公園の項中「360」を「540」に改め、「(砂入り人工芝)」を削り、「200」を「100」に改め、同表黒笹公園の項中「210」を「310」に、「1,780」を「2,100」に改める。

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第4(第11条関係) 総合体育館使用料

(単位 円)

施設名		区分		
		午前	午後	夜間
		9時～13時	13時～17時	17時～21時
競技場	全面利用	7,340	7,340	7,340
	2分の1面利用	3,670	3,670	3,670
剣道場		2,180	2,180	2,180
柔道場		2,180	2,180	2,180
卓球場	卓球台1台	140	140	140
ランニングコース		1,540	1,540	1,540
トレーニング室		9,180	9,180	9,180
会議室	全面利用	560	560	560
	2分の1面利用	280	280	280

別表第4備考第1項中「照明設備使用料を除く。」を削る。

別表第5中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5(第11条関係) 総合体育館(附属設備)使用料

(単位 円)

区分	単位	金額	区分	単位	金額
バスケットボール器具	1組	370	シャワー	1回	60
バレーボール器具	1組	100	競技場	1時間	6,410
ハンドボール器具	1組	130	冷暖房設備	当たり	
テニス器具	1組	90	剣道場	1時間	1,160
バドミントン器具	1組	90	冷暖房設備	当たり	
得点表示器	1式	1,200	柔道場	1時間	1,160
放送設備	1式	1,200	冷暖房設備	当たり	

別表第5備考第1項中「、柔道場及び卓球場」を「及び柔道場」に改める。

別表第6備考に次の1項を加える。

- 3 使用料の額の算出金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第7第3条に掲げる行為の項中「160」を「240」に、「1,620」を「2,

030」に、

6
6

を

9
9

に改める。

別表第8第1研修室の項中「370」を「540」に、「740」を「1,080」に改め、同表第2研修室の項及び第3研修室の項中「210」を「300」に、「420」を「600」に改め、同表備考第4項中「3,000円」を「1,520円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市都市公園条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市都市公園条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
-----	----

(使用料)

第11条 次の各号に掲げる許可を受けた者は、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 第4条第3項の許可 別表第3から別表第6まで及び別表第8に定める額
- (2) 法第5条第1項の許可（公園施設（公募の方法により公園施設を設ける場合を除く。）を設ける場合に限る。）又は法第6条第1項若しくは第3項の許可 別表第7に定める額。ただし、当該許可の期間が1月未満の場合は、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額
- (3) 法第5条第1項の許可（公募の方法により公園施設を設ける場合に限る。） 別表第7に定める額の範囲内において市長が定める額
- (4) 法第5条第1項の許可（公園施設を管理する場合に限る。）又は第3条第1項若しくは第3項の許可 別表第7に定める額に100分の110を乗じて得た額

2 略

別表第3（第11条関係） 屋外体育施設等使用料

(単位 円)

施設名		単位	使用料	
三好公園	野球場	グラウンド	1時間当たり <u>530</u>	
		夜間照明設備	1時間当たり <u>4,600</u>	
	陸上競技場	トラック	1時間当たり <u>240</u>	
		フィールド	1時間当たり <u>240</u>	
		夜間照明設備	全灯1時間当たり <u>2,630</u> 半灯1時間当たり <u>1,640</u>	
	弓道場 略			
	テニスコート	コート	1面ごとに1時間当たり <u>100</u>	
夜間照明設備		1面ごとに1時間当たり <u>190</u>		
三好丘公園	多目的広場 略			
	テニスコート	1面ごとに1時間当たり	<u>100</u>	
三好丘桜公園	多目的広場		1時間当たり <u>540</u>	
	テニスコート		1面ごとに1時間当たり <u>100</u>	
黒笹公園	多目的広場	多目的広場2分の1面利用	1時間当たり <u>310</u>	
		夜間照明設備	1時間当たり <u>2,100</u>	
備考 略				

別表第4（第11条関係） 総合体育館使用料

(単位 円)

施設名	区分		
	午前	午後	夜間
	9時～13時	13時～17時	17時～21時

別表第3（第11条関係） 屋外体育施設等使用料

(単位 円)

施設名		単位	使用料	
三好公園	野球場	グラウンド	1時間当たり <u>640</u>	
		夜間照明設備	1時間当たり <u>3,900</u>	
	陸上競技場	トラック	1時間当たり <u>160</u>	
		フィールド	1時間当たり <u>160</u>	
		夜間照明設備	全灯1時間当たり <u>2,230</u> 半灯1時間当たり <u>1,890</u>	
	同左			
	テニスコート（砂入り人工芝）	コート	1面ごとに1時間当たり <u>200</u>	
夜間照明設備		1面ごとに1時間当たり <u>450</u>		
三好丘公園	同左			
	テニスコート（ハード）		1面ごとに1時間当たり <u>200</u>	
三好丘桜公園	多目的広場		1時間当たり <u>360</u>	
	テニスコート（砂入り人工芝）		1面ごとに1時間当たり <u>200</u>	
黒笹公園	多目的広場	多目的広場2分の1面利用	1時間当たり <u>210</u>	
		夜間照明設備	1時間当たり <u>1,780</u>	
備考 略				

別表第4（第11条関係） 総合体育館使用料

(単位 円)

施設名	区分			照明施設使用料 1時間当たり
	午前	午後	夜間	
	9時～13時	13時～17時	17時～21時	

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行					
競技場	全面利用	7,340	7,340	7,340	競技場	全面利用	6,880	6,880	6,880	4分の1灯 80 半灯 160 全灯 320
	2分の1面利用	3,670	3,670	3,670		2分の1面利用	3,440	3,440	3,440	4分の1灯 40 半灯 80 全灯 160
剣道場		2,180	2,180	2,180	剣道場		2,440	2,440	2,440	—
柔道場		2,180	2,180	2,180	柔道場		2,440	2,440	2,440	—
卓球場	卓球台 1台	140	140	140	卓球場	全面利用	1,780	1,780	1,780	—
ランニングコース		1,540	1,540	1,540	2分の1面利用		890	890	890	—
トレーニング室		9,180	9,180	9,180	ランニングコース		1,540	1,540	1,540	—
会議室	全面利用	560	560	560	トレーニング室		6,120	6,120	6,120	—
	2分の1面利用	280	280	280	会議室		全面利用	560	560	560
備考 1 市外利用者に係る使用料（第3項から第7項までにおいて同じ。）の額は、この表に定める額の2倍の額とする。 2以下 略					2分の1面利用		280	280	280	—
					備考 1 市外利用者に係る使用料（照明設備使用料を除く。第3項から第7項までにおいて同じ。）の額は、この表に定める額の2倍の額とする。 2以下 略					

別表第5（第11条関係） 総合体育館（附属設備）使用料

（単位 円）

区分	単位	金額	区分	単位	金額
バスケットボール器具	1組	370	シャワー	1回	60
バレーボール器具	1組	100	競技場	1時間当	6,410
ハンドボール器具	1組	130	冷暖房設備	たり	
テニス器具	1組	90	剣道場	1時間当	1,160
バドミントン器具	1組	90	冷暖房設備	たり	
得点表示器	1式	1,200	柔道場	1時間当	1,160
放送設備	1式	1,200	冷暖房設備	たり	
備考 1 附属設備使用料は、別表第4に定める午前、午後及び夜間のそれぞれの区分の利用ごとに、この表に定める使用料の額を徴収する。ただし、競技場、剣道場及び柔道場の冷暖房設備は、1時間単位とする。 2以下 略					

別表第5（第11条関係） 総合体育館（附属設備）使用料

（単位 円）

区分	単位	金額	区分	単位	金額	
バスケットボール器具	1組	250	机（会議室に備付けのものを除く。）	1本	20	
バレーボール器具	1組	250	椅子（ <u>リ</u> ）	1脚	10	
ハンドボール器具	1組	250	シャワー	1回	60	
テニス器具	1組	250	ロッカー	1回	50	
バドミントン器具	1組	120	フローシート	1巻	60	
移動式バドミントンコート	1面	1,200	競技場 冷暖房設備	1時間当 たり	5,320	
卓球器具	防球フェ ンス	1枚	60	剣道場 冷暖房設備	1時間当 たり	950
審判台	1組	60	柔道場	1時間当	950	
得点標示器	電光式	1式	1,200	冷暖房設備	たり	
	手動式	1式	60	卓球場冷暖房設備	1時間当	810

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行					
別表第6（第11条関係） 保田ヶ池センター使用料 (単位 円)					放送設備	1式	1,200		たり	
					備考 1 附属設備使用料は、別表第4に定める午前、午後及び夜間のそれぞれの区分の利用ごとに、この表に定める使用料の額を徴収する。ただし、競技場、剣道場、柔道場及び卓球場の冷暖房設備は、1時間単位とする。 2以下 略					
別表第6（第11条関係） 保田ヶ池センター使用料 (単位 円)					別表第6（第11条関係） 保田ヶ池センター使用料 (単位 円)					
区分	午前	午後	夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	全日	
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	
大集会室の項から和室の項まで 略					同左					
備考 1及び2 略 3 使用料の額の算出金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。					備考 1及び2 略					
別表第7（第11条関係） みよし市都市公園使用料 (単位 円)					別表第7（第11条関係） みよし市都市公園使用料 (単位 円)					
区分	単位	使用料			区分	単位	使用料			
法第5条第1項に掲げる行為の項から施行令第12条第2項第7号に掲げる工事中施設及び同項第8号に掲げる工事中用材料の項まで 略					同左					
第3条に掲げる行為	物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日につき	240		第3条に掲げる行為	物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日につき	160		
	業として写真の撮影を行う場合	1日につき	240			業として写真の撮影を行う場合	1日につき	160		
	業として映画の撮影を行う場合	1日につき	2,030			業として映画の撮影を行う場合	1日につき	1,620		
	興行を行う場合	占用面積1平方メートル1日につき	9			興行を行う場合	占用面積1平方メートル1日につき	6		
	展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	占用面積1平方メートル1日につき	9			展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	占用面積1平方メートル1日につき	6		
備考 略					備考 略					
別表第8（第11条関係） 三好池カヌーセンター使用料 (単位 円)					別表第8（第11条関係） 三好池カヌーセンター使用料 (単位 円)					
施設名	区分				施設名	区分				
	午前	午後	全日			午前	午後	全日		
	9時～13時	13時～17時	9時～17時			9時～13時	13時～17時	9時～17時		

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
第1研修室	<u>540</u>	<u>540</u>	<u>1,080</u>	第1研修室	<u>370</u>	<u>370</u>	<u>740</u>
第2研修室	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>600</u>	第2研修室	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>420</u>
第3研修室	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>600</u>	第3研修室	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>420</u>
備考 1～3 略 4 研修室を合宿研修に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、1室1泊につき <u>1,520円</u> とする。 5 略				備考 1～3 略 4 研修室を合宿研修に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、1室1泊につき <u>3,000円</u> とする。 5 略			